**株式譲渡基本合意書**

買主　XXX株式会社（以下「甲」という。）及び売主　YYY（以下「乙」という。）は、乙が有する対象企業　ZZZ株式会社（以下「対象会社」という。）の発行済株式の全部を乙より買い取る件について、以下のとおり基本合意書を締結する（以下「本合意書」という。）。

1. （基本合意の内容）

　乙は、対象会社の発行済株式の１００％の株式を有するところ、今般、甲及び乙は、乙が甲に対し、乙の保有する対象会社の全株式を譲渡することについて基本的に合意する。

1. （株式譲渡及び譲渡価格）
2. 乙は、本合意書に定めるところに従い、●年●月●日を目処として当事者間で別途合意される日（以下「実行日」という。）において、対象会社の発行済株式のすべてである普通株式●株（以下「本件株式」という。）を、次項の定めに従い決定された価格で甲に対して譲り渡すこと（以下「本件株式譲渡」という。）に基本的に合意する。
3. 本件株式の譲渡の対価は、１株あたり●円を目途とし、第５条に定める本件調査の結果を踏まえた調整を行った後、株式譲渡契約（以下「最終契約」という。）において定めるものとする。
4. （表明保証）

　乙は、本合意書締結日において、以下の各号に規定する事項について表明し、保証する。

1. 対象会社が日本国法において適法に設立され、かつ存続する株式会社であること
2. 対象会社の発行済普通株式数が●株であり、対象会社の株主が乙のみであること
3. 対象会社の株式について、いかなる第三者もストックオプション、新株予約権、その他の方法で、対象会社の株式を取得する権利を有しないこと
4. 甲に提出した対象会社の財務諸表の内容が真実かつ適正であることを保証するとともに、対象会社の貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務は存在しないこと
5. 対象会社の財務又は資産の状況、経営成績等に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由が生じていないこと
6. 対象会社は、その従業員に対して、未払いの賃料、時間外手当、社会保険料等の労働契約に関する債務を負っていないこと
7. 対象会社は、第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等を侵害していないこと
8. 対象会社は、第三者から訴訟その他のクレーム等を受けておらず、また、合理的に予見される範囲内での紛争も存在しないため、対象会社に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないこと
9. 乙及び対象会社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び将来にわたって以下のいずれか一にも該当しないこと
10. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
11. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
12. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
13. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
14. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
15. （対象会社の役員及び従業員）
16. 対象会社の代表取締役である乙は、最終契約締結と同時に対象会社の代表取締役及び取締役を退任するものとし、対象会社が乙に対して退職慰労金●円を支払うものとし、甲はこれに同意する。
17. 対象会社の取締役AAAとBBBは、最終契約締結と同時に退任するものとし、対象会社は退職金規程に従い、それぞれAAAに●円、BBBに●円の退職金を支払うものとし、甲はこれに同意する。
18. 対象会社は、最終契約までに、AAAとBBBから、前項に定める退任の了承を得ておくものとする。
19. 甲は、乙が、第１項に基づき退任した後、対象会社顧問に採用し１ヶ月金●円の顧問料を支払うものとし、顧問就任期間は最低５年とする。
20. 甲は、最終契約締結後も、本日現在の対象会社の従業員について最終契約締結前と同一の条件で雇用を継続できるよう、業務上合理的な努力を尽くすものとする。
21. （調査の実施及び協力）

　甲は、本件株式譲渡を遂行してよいか否かの判断をするため、本合意書の締結後２ヶ月以内において、甲及びその選任する弁護士、公認会計士並びにその他のアドバイザー等が、対象会社に関する以下の各号に規定する事項を調査（以下「本件調査」という。）するものとし、乙及び対象会社は、甲による本件調査の実施が可能となるよう必要な協力をする。

1. 会計処理、財務内容、将来の収益見通し等
2. 経営管理、営業活動、技術開発力、設備の保全・稼働状況等
3. 第三者との重要な契約関係、株式の帰属、不動産の利用・権利状況、労務関係、知財・著作権関係、係争事件の有無、汚染等の環境リスク等
4. （費用負担）

　本合意書に定める事項を実施するために要する費用はそれぞれ各自の負担とする。ただし、前条に定める本件調査に要する費用は、すべて甲の負担とする。

1. （誓約）

　乙は、対象会社をして、最終契約の締結日までの間下記の事項を行わず、その財産状態及び損益状況を大幅に変化させないことを誓約する。ただし、甲及び乙が書面で合意するものについてはこの限りではない。

1. 増減資、新株予約権の発行
2. 新規借入、新規投融資、担保権の設定
3. 重要財産の売却又は購入
4. 従業員の賃金・給与の水準の大幅な変更
5. 重要な顧客との取引条件の変更
6. （公表）

　甲、乙及び対象会社は、本合意書の締結及びその内容並びに本件株式譲渡について、プレスリリース等の公表を行う場合は、当該公表の時期、方法及び内容等について協議し、甲、乙及び対象会社の書面による合意の上で公表するものとする。

1. （誠実交渉義務）

　甲及び乙は、本合意書の締結後、前項に定める本件調査の実施のほか、本件株式譲渡の内容を実行するのに必要な会社法その他法令上の手続の履践並びに契約及び社内手続をできる限り速やかに実施し、●年●月●日（以下「本件期日」という。）までに、最終契約の締結をはじめとする本件株式譲渡が行われるように誠実に協力する。

1. （独占交渉義務）

　本合意書締結日より最終契約締結までの間、乙は、乙及び対象会社が甲以外の第三者との間で、乙の有する対象会社の発行済株式の売却、対象会社の行う増資の引受け、及び対象会社と第三者との合併等、対象会社の経営権が変更される取引につき、一切の情報交換、交渉、合意、契約を行わず、また、対象会社に行わせないものとする。

1. （契約期間）

　本合意書は、本件期日までに最終契約が締結できない場合は、本合意書は失効する。ただし、当事者間で別途書面による合意がなされた場合は、それに従う。

1. （終了事由）
2. 甲は、乙又は対象会社が本合意書に定める事項に違反した場合は、乙に対する通知催告等を要せず、直ちに本合意書を解除することができるものとする。
3. 甲は、理由の如何を問わず、甲乙間で最終契約を締結する可能性がなくなったときは、乙に対して本合意書の解約を書面により通知することにより、いつでも本合意書を解除することができるものとする。
4. （秘密保持義務）
5. ●年●月●日付で甲が差し入れた秘密保持契約は、本合意書の発効後も有効であることを確認する。
6. 乙及び対象会社は、本合意書の締結及びその内容、本件株式譲渡に向けて取得した甲の情報は、下記のものを除いて、秘密情報として第三者に開示しない。
7. 開示された時点で、既に公知となっていたもの
8. 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となっていたもの
9. 開示された時点で、既に自ら適法に保有していたもの
10. 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
11. 前項にかかわらず、最終契約を締結するために必要不可欠な範囲内で、乙が対象会社の取締役等に開示する場合は秘密保持義務の対象から除くものとする。
12. （法的拘束力の有無）

　甲及び乙は、本合意書は、本合意書締結時点における本件株式譲渡に関する当事者間の意思を確認する目的で締結されるものであり、第７条乃至第１６条の規定を除き、法的拘束力を有さないものとし、本合意書の締結によっても、甲及び乙は、最終契約を締結する義務を何ら負わないものとする。

1. （準拠法及び裁判管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。
4. （協議条項）

　本合意書に記載のない事項又は本合意書の内容に疑義が生じた場合の取り扱いについて、甲及び乙は、誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本合意の成立を証するため本合意書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

代表者氏名 ●●●●

住所 　　 　○○○○

乙

氏名　　　●●●●⑤